

釧路市デジタルマーケティング業務委託  
(地方創生推進交付金)  
要求水準書

1. 業務名

釧路市デジタルマーケティング業務委託（地方創生推進交付金）

2. 事業目的

本事業は、釧路市の魅力を紹介したプロモーション映像を制作し、インターネット等を通じ、デジタルプロモーションを積極的に行うことによって、世界における釧路市の認知度向上を図り、外国人観光客の増加を推進することを目的とする。

また、併せて、今後の海外誘客対策等を効果的かつ効率的に行うために、デジタルプロモーションを行う過程で、閲覧者から得られる情報を分析することも目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から平成31年1月31日まで

4. 業務場所

撮影場所は釧路市内を原則とする。

5. 企画提案上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6. 業務概要

プロポーザルの提案内容には、この項目を最小限度として組み込むこととし、受託者と協議した上で内容・構成について決定することとする。

(1) 対象国・地域に応じた動画コンテンツ制作業務

ア 市に対する関心の有無に関わらず、感覚的に見入ってしまうことが期待される動画

イ 動画の題材は釧路市の観光資源を活用

ウ 視聴後に、釧路市を訪れてみたいと思えるような内容とし、来訪者の増加への寄与が見込まれるもの

(2) ウェブサイト制作・運用業務

ア (1)のテーマに沿うようなランディングウェブサイトを制作し、各市場の潜在旅行者の来訪意欲を喚起する

(3) YouTubeを活用した動画広告配信・ウェブサイト誘導業務

ア (1) で制作する動画について、YouTubeを活用した動画配信等を行う。

また、(2) で制作するウェブサイトへのアクセスを誘導する。

(4) (1) ~ (3) 実施に基づく効果測定及び報告業務

## 7 委託内容

(1) 対象国・地域に応じた動画コンテンツ制作業務

① 基本的な業務内容

欧米豪及びアジアの富裕層からのより多くの誘客ができると思われる釧路市内の観光資源から素材を選定し、動画コンテンツを制作する。制作する動画コンテンツ（以下、「動画」という。）は、パソコン、タブレット、スマートフォンから映像を見ている外国人に対して、観光誘客のきっかけとなるようなものとする。

なお、360° 全方位カメラや超高精細撮影機材、遠隔操縦機（ドローン）等、映像を制作するための最新鋭の専用機材や映像技術を十分に活用し、撮影場所、時間、クリエイター、出演者、音響、特殊効果等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続等は、受託者自身で行うこと。

② 言語

ア 動画タイトル等は、訴求する内容を的確に表現したタイトルデザイン及び制作した動画上への配置を行うこと。

イ 字幕やナレーション等言葉の無い動画で視覚的に訴求可能な動画を制作する。ただし、字幕やナレーション等を利用する手法が最適の場合、市と協議の上、対応言語等を決定すること。

③ 制作動画

以下の条件を考慮して制作すること。

ア 動画テーマ、構成

市と協議の上決定すること。

制作にあたっては、これまで、海外向け動画制作・プロモーションの実績のある者と取り組むことが望ましい。

イ 制作本数等

制作本数は、1本以上とし、対象国・地域の市場に的確に訴求できるものとする。

ウ 動画再生時間

3分程度を目安とするが、テーマや撮影する素材により異なってもよい。その動画に応じた最適な再生時間を提案し、市と協議の上決定すること。

## エ その他

本業務において目標とする動画視聴回数（後述）を達成するためには、動画そのものの訴求力が重要であることを念頭に置いて制作に取り組むこと。また、別紙「参考資料」記載の事例を参考とすること。

### ④ その他

ア 動画制作の提案にあたっては、新規撮影を原則とする。ただし、実施時期や実施期間により撮影困難なシーン（季節感のある動画やイベント関連動画等）を活用する必要がある場合は、市と協議の上、既存の動画データ等を取得することを認めることとする。

イ 上記動画制作にあたり必要となる経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

ウ ウェブサイトやYouTubeで再生可能なファイル形式とすること。

## (2) ウェブサイト制作・運用業務

### ① 基本的な業務内容

前項で制作する動画テーマに沿ったランディングウェブサイト（以下、「ウェブサイト」という。）の制作・運用を行う。

なお、ウェブサイトはパソコン(タブレット)及びスマートフォンでの表示に適した形式とすること。

### ② ウェブサイトの制作

ウェブサイトの制作にあたっては、案を事前に市に提出し、了承を得ることとする。また、以下の点に留意すること。

ア 閲覧者がウェブサイトに興味・関心を持ち、親しみを抱くような工夫をすること。

イ ウェブサイトの言語は英語とすること。ただし、他の言語を使用する手法が最適である場合、市と協議の上、対応言語等を決定すること。

ウ 検索エンジンのSEO（検索エンジン最適化：インターネット検索結果において高い順位に表示）対策を実施すること。

エ 市との調整の上、新たなドメインを取得すること。

オ 市との調整の上、SSL暗号化通信を行うこと。

カ アクセスログを取得し、ログの照会が可能であること。

キ 一般的なブラウザで支障なく閲覧可能なものとする。

### ③ ウェブサイトの運用

ウェブサイトの運用にあたっては、以下の点を遵守すること。

ア 不具合が生じた場合を想定し、市と受託者の連絡体制を構築し、すみやかにトラブルの原因を解消すること。

イ 本仕様書で制作したウェブサイトは、他事業者でも運営保守が行えるよ

うにすること。

(3) YouTubeを活用した動画配信・ウェブサイト誘導業務

① 基本的な業務内容

上記(1)で制作した動画(以下、「動画」という。)を、話題性、拡散性等を確保するため、YouTubeを活用して配信すること。ただし、YouTubeを利用する潜在的な旅行者へ訴求するため、動画広告等を活用し、対象国・地域の視聴者に対して展開することとし、ウェブサイトへと誘導を行うものとする。

② 配信方法

前項について、投稿動画がインターネット上で広く視聴されるよう目標回数等を想定するうえ、「TrueViewインストリーム広告」を実施すること。また、「Call-to-Actionオーバーレイ」等を活用してウェブサイトへの誘導を図ること。

なお、動画広告手法は興味関心層への的確なリーチを考慮し、スキップ対応可能な手法を取り入れる等工夫を行うこと。

③ 広告配信時期

動画や広告の配信時期については、平成30年8月下旬の実施完了を目安とし、詳細については市と協議の上決定すること。また、広告配信スケジュールを策定すること。

(4) 効果測定及び報告業務

① 本業務について広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性(年齢、地域、特性等)等分析数値等を、市の求めに応じて報告すること。また、その結果に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策を市と協議し実施すること。

② 動画の視聴回数は、委託期間中に200万回視聴数(広告再生数を含む。)以上を目標とする。また、「動画からのサイト誘導数」については、事業開始時に目標KPIを示すこと。

③ 上記①について、市の認知、関心、旅行意欲の向上へ与えた影響について「ブランドリフト調査」及び「サーチリフト調査」を一部の国において実施し、その内容を事業終了時の報告書にまとめ、提出すること。

## 8. 成果品の納品

平成31年1月31日までに以下の成果品を納品し、本市の検査を受けること。

- (1) 実績報告書(A4判) 紙媒体2部及び電子媒体(CD-ROM又はDVD-ROM)
- (2) 制作した動画コンテンツのムービーマスターデータ、印刷データ及びテキストデータ、その他作品に使用された全データを収めたDVD-ROM 2枚
- (3) 制作したウェブサイトデータを収めたDVD-ROM 2枚

## 9. 成果品納入場所

釧路市産業振興部観光振興室

## 10. 留意事項

- (1) 受託者は随時、業務の進捗状況について本市に報告することとし、映像制作を進める際には都度、協議確認を取りながら業務を進めるものとする。
- (2) 本事業に係る成果品の著作権（上映、頒布、貸与、公衆送信及び二次利用権を含む。）は、成果品が引き渡された時点で本市に帰属するものとする。
- (3) 本件業務に係る必要な物品等については、受託者が用意すること。
- (4) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、5年間本映像に係るマスターデータを無償で保管するものとする。この場合、本市の承認を得ずにマスターデータを転用または第三者に使用させてはならない。
- (6) 業務履行にあたり疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定することとする。
- (7) (6)に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。